

事務連絡  
令和元年10月23日

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興担当）

## 令和元年台風第19号における被害者の有する許可等の 有効期間の延長について（周知）

旅行業の発展につきまして、日頃よりご協力、ご尽力賜りありがとうございます。

このたび、令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号）により、令和元年台風第19号による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条に基づく行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置（令和元年10月10日以後に満了する許可等の有効期間の延長）が適用されることとなりました。

観光庁関係の措置としましては、別添の観光庁告示第6号のとおり、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく旅行業者の登録とし、令和元年台風第19号に伴う災害に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用地域に主たる営業所を置く旅行業者（第1種旅行業者、第2種旅行業者、第3種旅行業者及び地域限定旅行業者）で、令和元年10月10日から令和2年3月31日までに5年間の登録の有効期間が満了するものについて、登録の有効期間の満了日を令和2年3月31日まで延長することとしております。

つきましては、各都道府県におかれましても、本措置についてご了知いただきますようお願い申し上げます。

○観光庁告示第六号

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第二百二十九号）により指定された令和元年台風第十九号による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和元年十月二十一日

観光庁長官 田端 浩

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条の規定に基づく旅行業の登録	令和元年台風第十九号に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内に主たる営業所を有する者	令和二年三月三十一日